

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和3年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。

その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただきました。

9月2日には、第1常任委員会が開催され、付託議案の審査を行っていただきました。

9月5日、6日、7日には、決算特別委員会で各課の決算審査が行われました。

15日にも決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には、引き続きよろしく
お願いいたします。

なお、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（杉山広充君） 日程第1、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について
を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長(杉山広充君) 日程第2、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎日程第3 議案第39号 川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

第1 常任委員長から報告を求めます。第1 常任委員長、澤西省司君。

○第1 常任委員長（澤西省司君） おはようございます。

それでは、本定例会で第1 常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

9月1日の本会議において、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定について、第1 常任委員会が付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和4年9月2日金曜日午前9時から9時55分まで審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室、出席者は、私を含め第1 常任委員会委員6名全員、傍聴者は、第2 常任委員会の委員1名と一般の傍聴者1名でした。説明員として、菌田町長、秋元副町長、森下健康福祉課長、森下地域福祉室長が出席されました。

議案第39号は、犯罪被害者等基本法に基づき、川根本町における犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。

委員会審査報告書のページを御覧ください。

最初です。質疑、平成16年に犯罪被害者等基本法が公布されたが、なぜこの時期の制定か。答弁、関係機関等との調整が整ったため、今回上程した。近隣市町の制定は、藤枝市が平成29年4月、島田市は令和2年8月、焼津市は令和3年4月、牧之原市は令和4年4月に制定されている。

質疑、総合相談窓口には専門職員が配置され、心のケアなどの対応をしてくれるのか。答弁、本人の意向を警察署が確認し、町に連絡が来ることを想定している。健康福祉課にて対応するが、専門職員は配置せず、関係機関と調整し、連携して対応することになる。

一番下です。質疑、見舞金30万円の金額の根拠について伺う。答弁、見舞金制度のある全国の各市町の規定を基に規定し、1か月分の生活費相当として見ており、国や県の支援も受け、それ以上の給付が受けられることが想定される。

次のページの2番目です。

質疑、個人情報の漏えいについての対応を確認したい。答弁、プライバシーの保護や個人情報の保護は最優先に考えていく。関係機関とも連携しながら安心して暮らせるよう対応していく。

以上であります。

質疑の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第39号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（杉山広充君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第39号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。
したがって、議案第39号、川根本町犯罪被害者等支援条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第40号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 育児休業で休んでいる間の給与に関して、給与と期末手当がどのくらいの所得補償されているのか教えてください。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、出産予定日前の6週と出産後の8週、産前産後休業期間中でありますが、給与全額が支給されます。

また、この期間終了後、育児休業を取得して休まれる場合、育児休業手当金が支給されま

す。これは最大の360日間であります。

期末勤勉手当につきましては、支給の基準日、6月1日と12月1日に当たりますが、それ以前の6か月の勤務実績により支給されます。この期間中、勤務実績がない場合につきましては、支給されないこととなります。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 産前の6週前に、その前に具合が悪くなってお休みした場合はどうなるのでしょうか。出産2週間前。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 出産2週間前という御質問であると思います。先ほどもちょっと答弁いたしました。出産予定の6週間前から、いわゆる産休期間中に入りますので、給与や手当等に影響はありません。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第41号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この改正で、町の歳入にどれくらいの影響があるのか。また、住民の負担増がある場合はどのくらいになるのか、教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの6番、大竹勝子議員の御質疑に対してお答えをいたします。

町の歳入の影響と住民の負担増ということであったと思いますが、町長の提案理由の説明にもありましたとおり、今回の条例改正は、個人町民税における上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させる措置や、給与所得及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の見直しなどの改正が中心でありまして、住民の負担の増加や町歳入に直接影響を及ぼすものではありません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 第18条の4で、DV被害者等の個人情報に加害者等に渡っていくというような例が報じられているが、そうした問題が発生しないようにする対策は講じられているのかと、第33条の4項、6項で、改正される理由と、その効果はどのようなものか伺います。

4項は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得を課税標準に含めないが、町長の判断次第では導入するというのが趣旨ですが、ただし書を削除しています。それはどういうことでしょうか。

それから、第26条が全面解除されていますが、大丈夫なのでしょう。コロナ絡みで特別税額控除が受けられなくなるのか教えてください。現行の条文は全く無関係ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） 引き続きまして、6番、大竹勝子議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、第18条の4の改正の関係でございますが、これは法務局において、登記事項証明書が誰でも取得が可能であるため、その交付を通してDV被害者等の住所が第三者に漏れることを防ぐための措置として、民法等の一部が改正されることを受け、同様に、町が発行する納税証明書へ必要な対策を講じるという内容のものでございます。

それから、第33条につきましては、今回の改正は、従前の規定において、特定配当等の所得の申告不要の課税方式を、確定申告書または町民税申告書の記載により適用させていたため、双方で異なる課税方式の選択が可能としていたものを、確定申告書の記載に一致させる規定を整備したものでございます。課税方式を一致させて、確定申告書によるものとしたことで、町長が認めるときという規定は不要となり、削除がされました。

最後に、第26条の関係でございますけれども、第26条は、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、住宅借入金等特別控除の要件であります入居期限に遅れた場合への特例を定めた規定でございます。この控除を受けるためのその他の要件等は、従前のものと同一のものでございますので、今回、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の改正におきまして、居住年及び適用年度の延長が図られ、いずれも第26条で規定する期間等を超えていることから、この規定が不要となったということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第42号 川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ところどころにあります、等を加えることで、どんな意味があるのか。また、その理由と見込まれる効果はどんなものでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、大竹議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、等が加わった事項につきましては、地方活力向上地域特定業務施設整備計画が、地域活力向上地域等特定業務施設整備計画という1点目、等がついたということでございます。これにつきましては、地域再生法の一部改正により、計画に記載できる事項が追加になったことにより、計画名に等が追加されたものでございます。

それと、見込まれる効果ということですが、例えば、一部追加された事項としては、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化または生活環境の整備に資するものに関するものを追加できるということで、新たな事業が追加できるということでございますので、幅広く計画には追加し、地域の活性化が図られるものと推察しております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第43号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 7番、野口直次です。

9月1日の初日、議案第43号の説明において、総務課長より、仮称ですが学校の跡地利用検討委員会等を設置する旨の発言があり、早ければ12月議会等で詳細説明ができればという

ようなお話がありました。

この学校設置条例の一部改正により、今日の時点で、中川根第一小学校等は学校施設より除外され、今年度いっぱいをもって廃校となることは理解いたしますが、今後将来を見据えたとき、教育委員会の義務教育学校に向けての説明会においても、児童・生徒数の動向や社会情勢などを見据え、皆様の声に耳を傾けながら、川根本町の教育の在り方について考えていきますというお話もありました。

場合によっては、1校に再統合の可能性も考えられますが、中川根第一小学校の跡地を教育関連施設に利活用することは、この改正により実質不可能になるか、お聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 答弁お願いいたします。

総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、今回の条例改正におきまして、教育用の施設から、財産のほうから普通財産に切り替えられます。

私が全員協議会で説明をしました、仮称ではありますが跡地の利用検討委員会におきまして、今後の利活用の方法といいますか、そちらのほうを早ければ12月以降に設置をしまして、これから検討していきたいということであります。

まず、第一義的には、第一には、やっぱり普通財産としての利活用のほうをどうあるべきか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今後、今のお話だと検討委員会、仮称ですが、それでしていくということですが、私が質問したのは、今、この条例を制定すると、普通財産になるということは分かるんですが、でも、第一小学校を今後残すというときにはどんなふうに、それは今ではなくて、検討委員会でということと理解してよろしいのでしょうか。その辺ちょっと疑問があったもんですから、お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いずれにしろ、議案が可決されなければ話にならないことですが、いずれにしても、そういった委員会を早く設けて、いろんな方向性の中で有効活用していきたい、そこが本音の部分です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

関連しますが、町長、教育委員会をはじめ、現時点において、中長期的な視野から見て、学校設備、第一小学校を休校等含め、今ある設備を総合的に、将来を含め、教育的な施設を生かす等に、この条例一部改正の今回の提出に当たり、残すという課題等に十分配慮・検討されたのかをお聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○**総務課長（山田貴之君）** まず、先ほどから言いましたとおり、検討委員会におきまして、今後の活用についてを検討させていただくと。その中で、こういった活用があるのかを含めまして、その後の対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○**議長（杉山広充君）** 野口君の質疑は3回になりましたので、ここで質疑を終わりにしたいと思います。

6番、大竹勝子君。

○**6番（大竹勝子君）** この改正によって、教職員の配置はどう変化するのか教えてください。それから、学校数の減少による基準財政需要額の減少は、どの程度見込まれるのかを教えてください。

あと、統合によって、児童・生徒の平均通学時間はどのようになるのかも教えていただきたいと思います。

○**議長（杉山広充君）** 教育総務課長、平松敏浩君。

○**教育総務課長（平松敏浩君）** 大竹議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、職員数がどうなるかということなのですが、現在、第一小学校、校長、教頭等含めて10名、中央小学校11名、南部小学校10名となっております。

再編によりまして、新しい学校への配置なのですが、今のところ、13人から14人の配置を予定されておりますが、正式なものは令和5年3月に県のほうから正式通知があります。そちらのほうで決定をするという見込みとなっております。

また、3番目の再編によって、児童・生徒の平均通学時間の御質問がありました。こちらにつきましては、第一小学校のほうからは約11分、南部小学校のほうからは約7分の通学時間が増える予定となっております。

教育総務課のほうは以上です。

○**議長（杉山広充君）** 総務課長、山田貴之君。

○**総務課長（山田貴之君）** それでは、基準財政需要額につきまして、総務課から説明いたします。

令和4年度の普通交付税のうち、小学校の学校数が測定単位となっている費用では、1校当たりの単位費用が1,157万3,000円でありまして、本町の場合は、4校分として4,629万2,000円が基準財政需要額となっております。学校数が2校となった場合、数値急減補正が適用されまして、2年間は学校数の減少の影響は受けない見込みであります。

なお、3年目以降、段階的に補正係数が減少し、6年後には実学校数での算定となる見込みであります。

大原則といたしまして、普通交付税の算定における単位費用や補正係数は、その年の省令で定められることとなりますので、あくまでも今年度の算定式に基づいた試算であるということをお理解ください。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 通学のことに関しまして、9月5日に牧之原で、送迎バスに置き去りにされて亡くなったという悲しい事件がありましたが、本町では大鉄に委託している通学バスですけれども、そのようなことがないようにマニュアルはできているのでしょうか。

また、人数の多い地域は2便になるという全協でのお話でしたけれども、2便になるということは、最初の子供たちが早い時間に出かけなければならないということになるのではないのでしょうか。ちょっとお知らせください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 先の牧之原の事故の関係で、十分その件に関しましては、契約をしているところにも連絡をして、ちゃんとした対応ということで連絡は済んでいるところでございます。

また、2便のところ、早い便、遅い便があるということで、おっしゃるとおりの対応をさせていただいて、今、通学のほうを行っていただいているのが現状です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、その早い子供たちという、早い時間に出かけなければならないという子供たちというのは、小学校1年生から中学校3年生までになりますよね。そのときに、小学校1年生なんかは、眠くてしょうがないというふうなことなんかは出てこないのでしょうか、心配しています。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） そちらについては、やはり学校の時間帯に合わせて通学のほうを計画しておりますので、多少そういったこともあります、学校の時間に合わせたスクールバスの配置をしておりますので、問題ないかという認識でおります。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 石山貴美夫です。

私は、この議案に反対の立場で討論させていただきます。

本年4月、議会は提案の小・中学校改修予算5億1,800万円を削除した修正案を可決いたしました。

町は、過去に2年間検討された結果として、学校の今後の方向性の報告書を令和2年3月

にまとめられましたが、本来この時点で、町民アンケートや住民説明会などで町民の意見を広く求め、吸い上げ、取り入れる作業が必要でした。また、議会にも、今後の進め方を慎重に図るべきであったと考えます。

今も続く混乱は、決定する前に町民から意見を求め、議論するという手続が足りなかったことに始まります。

その後、教育委員会は、学校の今後の方向を説明する会を町内各所で二十数回開催されました。私は全地区、全会場を傍聴し、参加者の反応も説明内容も十二分に確認したつもりであります。象徴的意見は、案を説明し意見を求めているのか、それとも決定事項を報告しているのかという参加者の発言でした。

この計画を保護者や、これまで小・中学校を陰にひなたに支え、共に見守ってきた地域住民の方の御理解をいただくために、町はどれだけの配慮と労力をされたかという点に不足を感じました。

私は、この8月の学校説明会も全会場参加・傍聴し、そのやり取りを客観的に見せていただきました。やはり、これまでの進め方に無理があったと思わざるを得ませんでした。なぜ義務教育学校にするのか、なぜ旧本川根と中川根の2校としたのかという最も原点の、最も重要なところの理解が非常に浅く、また、廃校となる地区住民の思いも聞き尽くされていなかったということが分かりました。

私は、過去の報告書や会議録、説明会での意見のやり取りを見直し、考えましたが、思うことは、この過程で決定する前の丁寧な意見の聞き取りや修正が必要であるのに、決めたこととして、上から説明することに終始したことです。いまだに、町の力を集中できる1校ではなぜ駄目なのかという素朴な疑問が出るのがその証拠です。

過去に学校統廃合問題は、地域を二分した大きな議論がありました。だからといって、真剣な議論を避けて進めるのは許されません。地域住民、保護者、子育て世代に案を伝え、時間がかかっても、痛みも夢も十二分に理解し合って、町民みんなでつくり上げていく空気を醸成することが一番の近道であったと思います。

議会に対しても、3月の予算御提案以前に示して議論していれば、全く逆の結果であったと考えます。4月以降、一部の方から議会に一方的批判がなされ、圧力も感じる中、修正案に賛成した議員諸氏は、これらも受け止め、4月以降何度も時間をかけ、教育委員会、行政と意見のすり合わせを重ね、大切な子供たちの教育に支障が出ないよう配慮し、対策は練ってきました。

町の大きな課題であり、一旦立ち止まり、一、二年かけじっくり検討し、民意の醸成を図るべきとの提案や、町民の意見を問うアンケート調査の提案もしてきましたが、教員人事等制限も言われる中、先月の臨時議会での学校改修追加設計案可決に至りました。

先頃、私はテーマを決めず、2地区で座談会を開かせていただきました。どちらの地区でも、学校の統廃合のことで多くの時間が割られました。それだけ分からないことが多く、御

意見もたくさんお持ちの方がおられるということで、やはり議論はし尽くされていないと、ここでも実感いたしました。

振り返りますと、昨年末から新年に大きく報道された島田青年会議所（JC）の未来会議という催しは、地域の関心を高めるとのことのようでしたが、現に今、子供たちが学んでいる現役の校舎やプールを他の目的に使う案を考えさせるというもので、学校を愛する地元住民の心を痛めつけた、配慮、デリカシーの欠けたもので、関係者に慎重さが求められていた中で、学区住民の不信感を増大させたことは誠に残念なことでありました。

町が学校統廃合のような大きな選択をするときは、必ず決定前に町民、住民の意向を十二分に確認し、十分な意見の醸成を図るべきで、島田市を見ても他の自治体を見ても、検討結果をまた振出しに戻すなど、慎重の上にも慎重を重ねて進めている状況がうかがえます。

私は、修正案を提案し、真剣に議論してきた議員各位と意思を同じくしており、ここで反対するのは苦渋の選択であります。今後も児童・生徒数の動向、保護者や住民の声、学校の動向に一層注目していくとともに、これから議論が始まる空き校舎等の利活用をはじめ、町民に直接影響し、選択を迫られる諸課題も多々存在することを考慮し、町が今後大きな選択・決定をしていくときには、アンケートや公開討論会などにより、町民、住民を第一とし、その意思、同意を必ず確認し進めること、さらに、二元代表制という地方自治の根本にのっとり、町の意思決定機関としての、また住民側に立つ監視機関としての議会の役割を十二分に尊重していただくことを強く訴え、いまだ納得されていない子供たち、保護者、町民、住民の思いの代弁者として意見を申し上げ、早い段階でアプローチしなかった議会、議員としての反省も込めまして、反対の討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 中原緑です。

本議案に賛成の立場で討論いたします。

このたびの学校再編で、当事者である保護者や児童・生徒の心配や不安を早急に取り除くことを最優先するべきと私は考えます。その上で意見を述べさせていただきます。

また、教育現場で奮闘されている教職員の方々の状況からも、町が示された計画は早急に対応するべきと考えました。

しかし、今、町民の声を聞くことが、またもや後手に回っています。先日行われた学校説明会では、それぞれの会場で多くの質問や意見が参加した町民からあり、特に保護者の方々からの声を大切にしなければと痛切に感じました。

今後は、町が町民の声を正面から聞いていく機会を増やし、教育の中身を一層充実させた教育、学校再編に期待をし、本条例の改正に賛成の討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。

ただいま議題となっている学校設置条例の一部改正案に対して、反対の立場から討論しま

す。

本議案は、再来年4月から町内の6小・中学校を二つの義務教育学校に再編する前段階として、来年度から、本川根小学校を除く3小学校を一つに集約することを内容とするものです。しかし、教育は国家百年の計と言われます。学校の在り方は、将来まで見据えて、衆知を集め、十分に検討を尽くして、大多数の保護者、町民の理解と合意、賛同を得て進めなければ、町・地域の将来に重大な禍根を残すことになると思われま。

ところが、今回の計画では、こうした手順が踏まれたとは到底認められません。

ちなみに、さきに行われた8回の説明会において、教育委員会側は、今回の計画は決定事項だという立場でした。説明会では何年にもわたって、あり方協議会やプロジェクトワーキングの場で練り上げられた計画だと説明されているにもかかわらず、再編で目指す目標の中に、全ての児童に確かな学力を身につけさせるという項目が見当たりません。学校に保護者、町民が何よりも期待するのは、この点だと私は考えます。

その肝腎要の点が抜け落ちているような計画は、最初に指摘しておかなければなりません。

もちろん、当たり前だから、あえて盛り込まなかったという言い訳もなされるかもしれませんが。しかし、説明会の資料には、児童・生徒に育みたい資質・能力として、自分らしさを見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力や、未知の努力に対して自ら立ち向かい、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらやり遂げることができる力など、5点が掲げられています。

あまり知られていませんが、日本はユネスコやOECDなどから、繰り返し学級人数を減らすよう勧告されています。今当町が置かれている状況は、その前提になっている実情とは異なっていますが、ごく素朴に考えても、一人の先生が10人に届くかどうかといった児童・生徒の指導に当たることができるというのは、恵まれた教育環境と言えると思います。

私は、子供たちの教育は何を目標にすべきか、それを実現するのに最も適切な学校の在り方はどんなものかといった点について、保護者はもちろん、地域住民や広く町民の間で、少なくとも大筋においては合意が図られていることが、ぜひとも必要ではないかと考えます。しかし、8回の説明会においても、当局側の決定事項だとする姿勢もあって、必ずしも率直な疑問や意見が表明されたとは言えないと思います。

また、説明会終了後、何も言えなかったと漏らす保護者の方も少なからずおられました。

こんな状況のまま、学校再編計画をしゃにむに進めようとするなど、私には到底納得できないことです。あわせて、本議案の内容でもある旧中川根側の3小学校を1校に集約した後の段階としての計画の核心ともいえるべき義務教育学校2校への再編は、そもそも何が目的なのでしょう。

しばしば言われますのが、1学級の人数が少な過ぎて、子供たちがかわいそうだといった話です。しかし、国際的な共通認識としては、既に触れたとおり、学級人数が多過ぎることが教育環境として望ましくないことは言われても、少ないことが教育上悪影響があるとい

た話は聞きません。

もちろん、学校は単なる知識習得の場ではなく、同級生などとの交流の場として、あるいは先生との人間的な信頼や触れ合いなどの場として、かけがえのない役割を担っていることは、改めて強調するまでもないでしょう。しかし、改めてお断りするまでもなく、学校は何より、まず子供たちに勉強をさせるところです。友達などの交流の範囲が狭いことを理由に、学業の条件を後退させかねないような再編を進めようとするのは本末転倒ではないでしょうか。

なお、部活動において、既に全国的にも、学校に競技スポーツなどの部活動を担わせ続けることは難しくなっています。小・中・高校生のスポーツ系部活動については、地域に移行させることがほぼ既定方針だということです。また、あくまで学校主体で部活動を続けるとしても、昨今のような少子化が続けば、町内全ての小・中学校を1校に集約したとしても、遠からず大半のスポーツ系部活動を続けられなくなるだろうということは確実です。

ところで、学級人数が少ないと切磋琢磨ができず、学力の向上が難しくなるといった議論があるそうです。これは一見もっともらしく聞こえますが、科学的にいうと本当は逆なのだということを多くの専門家が指摘しています。この問題でも複数の国際機関が、日本の学校教育は高度に競争的で、学力向上を図る上でも有害だという趣旨の勧告を繰り返し発しています。私たちの日常的な経験からいっても、人間は互いに張り合うよりも協力し合ったほうが、よい結果を出せるのは明らかです。教育においても、知識は互いに教え合うことによつてよりよく定着が図られるということは、私たちの日頃の経験からも明らかです。

あと、町長や教育委員会などは表向きは認めていませんが、教育予算の削減も重要な目的の一つなのではないかと思われまます。文部科学省などは公式には、そうした意図を持っていることを認めていませんが、全国の実例や関係者などの話を総合すると、国や県などが大規模な教育体制の再編や見直しを進めていて、小・中・高校の統廃合や義務教育学校への移行などをその重要なてことしていることは疑いありません。

しかし、たとえ表向きにはあっても、教育予算の削減を自治体に迫るようなことはしたくないとの考えが国や県などから示されている以上、町がその真意を付度して、地域の教育体制の弱体化を先取りの進めたりすることは、町・地域、そして何よりも多数の町民の現在と未来に責任を負う立場にある私たちが取るべき道ではあってはならないと私は考えます。

なお、町として小・中学校関連の予算を減らしたとしても、それが町財政にゆとりをもたらす効果はほとんど期待できないということは、はっきりさせておかなければならないと思います。義務教育費は、その大きな部分が国庫負担の対象です。また、外見上、町財政からの持ち出しに見える分についても、原則としては地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっていて、町の税収などでも賄えない分は、基本的に国からの交付税で手当てされるのが建前です。言い換えれば……

○議長（杉山広充君） 大竹議員に、ここで申し上げます。

まとめに入っていたきたいと思います。

○6番（大竹勝子君） はい。

言い換えれば、町として支出を減らしても、大半が交付税の減額によって、私たちの手元には残らない仕組みだということです。あたかも教育予算を節約すれば、その分、他の事業に回せる町財政の余力が生まれるといった誤算が、なお少なからず見受けられますので、この点については率直に指摘しておかなければなりません。

また、学校は地区にとって、言わば要です。これがなくなるということは、地区の一体化を保つ上で大きな障害となるのは避けられません。同時に、大半の地区住民にとって、重要な心のよりどころの一つでもあります。これがなくなるということは、地域の伝統文化などばかりか、その地域そのものの存続にも深刻な悪影響をもたらすのではないのでしょうか。

今、当町において計画されている学校再編については、その必要性は、どのような角度からいっても見当たらないばかりでなく、町・地域の未来や、何よりも児童・生徒に確かな学力を身につけるためのよりよい教育環境を整える上で、大きな負の影響が避けられないのではないかと強く危惧せざるを得ません。

同時に、学校は地域と無縁には存在できません。この点では、教育委員会からもコミュニティスクール構想も打ち出されています。これは、地域住民も学校の運営や教育活動への参画を求めるといった考えだそうです。これが本格化すると、千頭地区と高郷地区はともかく、他の地区等の学校が存在しない中で、参画だけが求められます。これだと、移動手段に恵まれない住民には学校が縁遠い存在になることは避けられません。果たしてこれで……

○議長（杉山広充君） 大竹議員に再度申し上げます。

先ほどもお話しいたしましたが、討論を簡潔にまとめて終了してください。お願いいたします。

○6番（大竹勝子君） これで果たして、コミュニティスクール構想が掲げられているような理念に沿って機能するのでしょうか。

もう一つ、どうしても指摘しておかなければならないのは、再編が実施された後で、こんなはずではなかったということになっても、現実問題としては絶対にやり直すことができないということです。誰の目から見ても存続が不可能になったような場合は別として、よほどやむを得ない事情でもない限り、こうした後戻りのできない決断は、慎重の上に慎重を期さなければなりません。

そして、今、私たちが最優先かつ全力で取り組まなければならないのは、少子化をどうすれば克服できるか、そのために私たちとしては何をしなければならないかといったことではないのでしょうか。このことを大いに議論し、衆知を集めて、汗も流すということではないでしょうか。

その具体的な内容には、ここではあえて立ち入りませんが、本議案について、今議会での可決は見送り、全町民を巻き込んだ議論を十分に尽くし、大多数の町民、保護者の合意と共

通認識の形成をもって進めるなら進めるという本来踏むべき手順を、今からでもやり直すことを強く求めたいと思います。

以上の点を申し上げ、この場におられる一人でも多くの方々の賛同を頂けますよう期待して、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 私は、この案に賛成の立場から討論を行います。

それこそ時間がないので、こんなに長く文章を作ることはできませんが、一番は何を目的にするかというのは、やはり子供の教育。一番肝腎な、子供をよくするために、将来のこの町のためにやることが今大切なことだと、私はこう思っております。

そのためにも、学校を再編して、やはり教育をよりよい教育にすることが大切ではないかと思い、賛成とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんね。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第44号 令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 一般会計の2款3項2目の12、ホームページデザインリニューアルについてですけれども、それは自前ではできないかということと、その内容を知らせてください。全協でも一度お伺いはしていますけれども、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、坂下誠君。

○情報政策課長（坂下 誠君） 大竹議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

大竹議員おっしゃったように、全協でも補正の内容を説明させていただいた際にも御質問いただき、回答をさせていただきましたけれども、今回のホームページのリニューアルが、記事内容の変更だったり、写真等を新しいものにするなど、簡易な修正や変更であれば広報担当で可能なんですけども、今回のリニューアルは、検索のしやすさ、見やすさを高めるために画面構成から大きく変更するなど、大幅なリニューアルを考えております。この部分につきましては、管理業者でないと変更できませんので、今回のリニューアルは自前で行うことができないことを御理解ください。

もう一点、どんな内容かということですが、これにつきましても全協の中でモニターに映して、現在のホームページの画面とリニューアル後をイメージした画面を比較して説明をさせていただきましたけれども、今回は、ゲートページというホームページのトップ画面を新設し、最初に振り分けをすることにより、閲覧者が必要とする情報までなるべく早くたどりつけるように意識したリニューアル内容となっております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 内容は分かったんですけども、委託料として296万円は、ちょっと高過ぎるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、坂下誠君。

○情報政策課長（坂下 誠君） 高い安い基準はいろいろあると思いますので、これが高いのか安いのかということは、ここでは個人の感覚もありますので申しませんが、御前崎市さんとか、うちの町の観光協会もホームページ等新しくしております。そういった近隣市町のリニューアルの価格からいって、そしてリニューアルの内容からいって、決して高いというような認識はございません。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩としたいと思います。再開は10時15分といたします。休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第9 議案第45号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 事項別明細書の7ページの2款1項3目18節の負担金及び交付金の133万円の要因と内訳を教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） 6番、大竹勝子議員の御質疑にお答えをいたします。

今回の増額補正の要因と、それから、その内訳はというような質疑であったかと思いますが、まず要因といたしましては、遡及によります国保被保険者資格の取得事案の発生と、それから、高額な補装具の購入によること大きな要因となっております。これらの要因により、一般被保険者療養費が予算を大幅に超過する見込みとなったことによる増額の補正でございます。

また、その内訳でございますけれども、既に258万5,000円をこの目から支出をしてございまして、今後さらに143万8,000円の支出を見込んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 保険料が払えなくて、資格証明書とかを出しているというふうなことはないんですか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） ただいまの御質疑は、今回の補正予算との関連をちょっと教

えていただければと思います。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 要因となっているものの中で、お金が払えなくなっただけか、かかれないとか、そういうことがない、保険証がなくて必要な医療にかかれないというふうなことになっていないかどうか、ちょっと知りたかったです。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） 引き続きお答えをいたします。

当課で把握している限りは、そのような事案はございません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第46号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 事項別明細書の7ページの8款1項1目の繰越金5,322万円の要因と内訳、それから、料金と書いちゃったんですけども、それは保険料の間違いですけども、保険料が高過ぎるのではないかということをお聞きします。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、お答えをいたします。

まず要因でございますが、こちらは当初の見込みよりも、やはり給付費が伸びなかったことによるものでございます。実際には、コロナ禍の影響もあったのかなというふうには考えてございます。

それから、介護保険料のことでございますけれども、現状では適正と考えてございます。以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 3年ごとの改正ということで、昨年が1年目ということですね。そこから繰越金が2億2,000万円あるということは、前年度に3期目の3年目で全部使い切るような方針になっていると思うんですけれども、それを使い切っていないで、繰越金になっているということでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません、2億円というのは。基金は今、介護保険の準備基金はございますが、1億3,000万円でございますので、どこから出てきた金額かちょっと分かりかねるのですが、ごめんなさい、どういうふうにお答えをしいいか。

いずれにしても、基金というのが、3年間の介護保険の計画の中で、基本的に足りなくなったら基金を取り崩して、そちらのほうを活用させていただいてということもありますが、何か不測の事態が起きたときに、何か月かそれでやっぱりやっていかなきゃならないので、そういう意味合いもございますので、単純に基金が残っているから云々ということではないかと思えます。すみません。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） それは分かるんですけれども、3年ごとに改正で、最初の年はある程度使って、見直しをして2年目ということになると思うんですけれども、3年目には大体の財源を使ってやるので、あまり残っているということは、介護保険料を取り過ぎているのではないかと考えたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） ちなみに申し上げますけれども、介護保険料はこの2期変えてございません。上がっていません。

基金の残額につきましても、大幅に積み立てたということではございませんので、その辺は、ごめんなさい、今ちょっと資料が手元にないのですが、御覧いただければ御理解いただけるかと思えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第47号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

は、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（杉山広充君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程（第2号）追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号）追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 追加日程第1、議案第48号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第48号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明させていただきます。

本件は、令和4年度町単独事業尾呂久保飲料水供給施設新設工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る9月6日に、水道工事に関する特定建設業許可を有する町内4業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額1億4,960万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期については、議決の日の翌日から令和5年7月31日を予定しております。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第49号 令和4年度川根本町一般会計補正予算
（第7号）について

○議長（杉山広充君） 追加日程第2、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第49号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、総額を60億10万円としたいものです。

今回の7号補正は、全国茶品評会において、町内の出品者が最高賞である農林水産大臣賞を受賞したことを受け、これを機に川根茶のPRを強化するため、茶業振興協議会への補助金を170万円追加したいものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、9月27日午前9時に開会し、一般質問を行います。

また、決算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、本日上程された2議案の質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午前10時31分